

# 契約トラブルに注意！

本学で SNS で知り合った知人から連絡があり、カフェで為替を使ったビジネスの話しを持ちかけられ、消費者金融で借金をして契約させる消費者トラブルが発生しています。  
知人等から、為替を使ったビジネスについての誘いを受けたときには、保護者や大学の教職員、宮城県や仙台市の消費生活センターに相談するなど、慎重に行動してください。

契約トラブルに遭わないために、注意すべきポイント

- ポイント 1 友人からの誘いでも、はっきり NO !
- ポイント 2 「必ず儲かる」、「楽しんで稼げる」ことはありません！
- ポイント 3 「親や周りには内緒に」と「借金して契約」には要注意！
- ポイント 4 紹介料を得るために別の友人を紹介すると、関係が壊れます！

平成30年10月 東 北 大 学

相談先	・学生相談所：022-795-7833 <a href="mailto:gakuso@ihe.tohoku.ac.jp">gakuso@ihe.tohoku.ac.jp</a>
	・学生支援課：022-795-7818
	・各自の担任など教職員